

指定居宅サービス事業者等の指定基準等に関する条例等の制定について

1 趣旨

地域主権改革に係る第1次一括法及び介護保険法の一部改正により、指定居宅サービス事業者等の指定基準等は、都道府県（指定都市又は中核市）条例により定めることとされました。本市では厚生労働省の基準省令を踏まえ、指定居宅サービス事業者等の指定基準等を条例、規則及び規程として制定し、2013年（平成25年）4月1日に施行しています（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）を除く。）。各条例等は福山市ホームページに掲載していますので、内容を確認していただき、今後とも適正な事業の運営等に留意してください。

なお、貴事業所・施設で定めている運営規程等に指定居宅サービス事業者等の指定基準等に関する厚生労働省令を引用している場合は、本市条例を引用していただきますようお願いいたします。

《ホームページ掲載場所》

福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)

→担当部署で探す

→介護保険課

→指定基準等について

→居宅サービス事業者等の指定基準等に関する条例等の制定について

2 今後制定する予定の条例について

地域主権改革に係る第3次一括法及び介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）を都道府県（指定都市又は中核市）条例にて2014年（平成26年）4月1日より定めることとされました。本市においては、次のように取り扱います。

- ・2014年（平成26年）4月1日から経過措置を適用

厚生労働省令で定める基準を、本市条例で定める基準とみなします。

- ・2015年（平成27年）4月1日から福山市条例の施行（予定）

制定した条例については、福山市ホームページに掲載します。